

令和 7 年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、次世代自動車の普及を促進することにより、地球温暖化対策を推進するため、次世代自動車を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成 6 年市規則第 17 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証の燃料の種類が「電気」であるものをいう。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く、4 輪のものに限る。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証の燃料の種類が「ガソリン・電気」であるものをいう。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く、4 輪のものに限る。
- (3) 次世代自動車 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。

(補助対象自動車)

第 3 条 補助金の交付の対象となる次世代自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が新車として購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- (2) 車両本体価格に相当する費用が 200 万円以上であること。

- (3) 補助対象自動車に係る販売店に対する支払が完了していること。
- (4) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。
- (5) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間であること。

2 補助対象自動車の台数は、1申請につき1台とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 寒河江市内に住所を有する個人(個人事業主を含む。)又は法人であること。
- (2) 補助対象自動車の所有者であって、かつ、使用者であること(所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合を含む。)
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、10万円とする。ただし、次条に規定する補助金の交付の申請時において、補助対象自動車の使用の本拠の位置に太陽光発電設備を設置している場合は、15万円とする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、規則第5条及び第14条の規定にかかわらず、令和7年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、令和8年3月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票又は法人の登記事項証明書
- (2) 令和6年度の納税証明書(申請日が令和7年6月30日までの場合は、令和5年度の納税証明書)
- (3) 自動車検査証の写し

- (4) 補助対象自動車を保管場所において撮影した写真
- (5) 補助対象自動車の仕様が確認できるカタログ又は仕様書の写し
- (6) 契約書、注文書その他の補助対象自動車の購入に係る契約内容が確認できる書類の写し（契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。）
- (7) 補助対象自動車の購入費用に係る領収書（ローン等による支払分に対して、販売店から領収書が発行されない場合は、借入金が補助対象自動車の購入に充当されたことを確認できる書類）の写し
- (8) 自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し
- (9) 太陽光発電設備を設置している場合は、設置状況を確認できる書類
- (10) 補助金振込先通帳（申請者名義であるものに限る。）の表紙及び1ページ目の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の申請回数は、同一年度内に1回限りとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和7年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を行った場合は、規則第15条に規定する額の確定を行ったものとみなす。

（財産処分の制限）

第8条 規則第23条第2号に規定する市長が指定するものは、補助対象自動車とする。

- 2 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、4年とする。この場合において、財産処分制限期間の算定起算日は、自動車検査証の登録日又は交付日とする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した補助対象自動車について、規則第23条の規定による承認を受けようとするときは、令和7年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による市長の承認を受けた場合において、財産処分制限期間に対して、補助対象自動車の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合は、返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（調査に対する協力）

第9条 申請者は、市が補助対象自動車に関する調査の協力を要請するときは、これに協力するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

寒河江市長 様

（申請者）

〒 ー

住 所

氏 名

電話番号

（※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示）

（※電話番号は、日中連絡が取れるもの）

令和7年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金
交付申請書兼実績報告書

令和7年度において、次世代自動車導入事業を実施したいので、令和7年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

1 補助対象自動車の区分（該当するものにチェック☑）

☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車

2 太陽光発電設備の設置の有無（該当するものにチェック☑）

- ☐ 補助対象自動車の使用の本拠の位置に太陽光発電設備を設置している
☐ 補助対象自動車の使用の本拠の位置に太陽光発電設備を設置していない

3 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日

令和 年 月 日

4 補助金交付申請額

円

第 号
令和 年 月 日

様

寒河江市長

令和7年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金
交付決定兼交付額確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった令和7年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金について、下記のとおり交付決定し、併せて額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

寒河江市次世代自動車導入事業

2 補助金の交付及び確定額

円

3 補助金等の交付に付する条件

補助事業により取得した補助対象自動車を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

令和 年 月 日

寒河江市長

様

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

（※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示）

（※電話番号は、日中連絡が取れるもの）

令和7年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金財産処分承認申請書

令和7年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金により取得した自動車について、令和7年度寒河江市次世代自動車導入事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので承認されたく申請します。

記

- 1 交付決定日及び番号
- 2 処分の内容
- 3 処分の予定日
- 4 処分の理由
- 5 その他